

会 議 録

会 議 名	平成29年度 第2回野田市青少年センター運営審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	1 平成29年度野田市青少年センター事業実施状況について（公開） 2 平成30年度野田市青少年センター活動方針（案）について（公開）
日 時	平成30年2月21日（水） 午後1時30分から午後2時10分まで
場 所	野田市青少年センター 2階研修室
出席委員	委員 加藤 重雄、掛札 恵子、竹内 恵津子、大保 一成、 石川 和重
欠席委員	奥野 智禎、小松 一正、富田 修一、久保寺 淳子、富田 修一
事務局等	教育長 東條 三枝子 生涯学習部長 杉山 一男 生涯学習部青少年課長 横島 司 青少年課 課長補佐 小田 芳司 青少年課 課長補佐兼青少年係長 相澤 和子
傍聴者	無し
議 事	平成29年度 第2回野田市青少年センター運営審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
<p>平成30年2月21日午後1時30分、開会を宣言し、会議の成立について報告をした。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明をした。</p> <p>会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>（教育長挨拶）</p> <p>議題1 平成29年度野田市青少年センター事業実施状況について（公開）</p> <p>議題1について、事務局から説明を受けた。</p> <p>議題2 平成30年度野田市青少年センター活動方針（案）について（公開）</p>	

議題2について、事務局から説明を受けた。

竹内委員

今の説明の中で、撤去することが認められている部署ではないという説明だったが、この活動方針の変化によって、状況的に、環境浄化活動が進まなくなるのではないか。例えば、今まで積極的にしてきた撤去を関係機関に働きかけ、早期に改善を図るという文言になるということは、こちらの意図としている状況にはならないのではないか。お願いをするという形にしかならない。都市計画課は撤去ができるというのであれば、積極的に都市計画課が動くということになるのか。影響はどのように見ているのか。

青少年課長

都市計画課の方では、現在、シルバー人材センターに撤去作業を委託している。野田から関宿まで南北に長いので、それを3地区に分けて、毎月定期的にコースを決めて、毎月、撤去するような形である。今まで解釈の違いとして、県から権限移譲されていた屋外広告物法の解釈の違いで、市の職員だからと撤去をしていた経緯があり、実際のところは、担当課でしか撤去できない。毎年12月頃の合同環境浄化活動も、今後は参加者に一時的に委任を受けることで、環境浄化活動ができないかなど、都市計画課と協議している。

竹内委員

違法ビラを見つけた場合は、通報して誰が取るかではなくて、取れるということには変わりはないのか。

青少年課長

撤去することができるのは都市計画課であり、青少年センターのパトロールでは、取ることはできない。今後の環境浄化活動のためにも、都市計画課と方法について協議している。

竹内委員

説明にあった委任というのは、単発なのか。年間を通して委任ということなのか。年間を通してということであれば、今と変わらないので、今後、よく検討してほしい。

議長 ほかに意見等ないようであれば、説明した内容で決定してよろしいか。

委員一同了承

午後2時10分、閉会を宣言した。

